第４回「防府市自治会応援検討委員会」会議録（概要）

開催日時　　令和８年１０月９日（金）午後３時３０分～午後５時
会　　場　　防府市役所２階　共用会議室２ＡＢＣ
出席委員　　９人（欠席：２人）
傍聴人　　１人

◎　協議事項
①　条例（案）について
②　自治会「活性化」について

○　開会

○　資料1「条例（案）」
事務局から資料に沿って説明

○　副委員長
条例（案）第２条第２項の市民の定義を「市内に住所を有する者」と市内の住民に限っていいのか。例えば、相続した防府市内の不動産を管理する東京在住の方に、自治会に入ってもらうことはないのか。

○　Ａ委員
相手側の希望で自治会員として登録する事例はある。しかし、自治会によって対応はそれぞれ異なるため、一律に市外の方も対象にする必要はないと考えている。

○　Ｂ委員
空家が放置される状態は地域の環境や防犯上好ましくないと考える。物件を所有することで、地域とのかかわりが発生すると思うので、市民の定義に市外居住者を含めるかどうか検討したほうが良いと考える。

○　事務局
自治会によって対応が異なるとのことなので、自治会の関係者にご意見を伺い、検討したい。

○　Ｂ委員
自治会によっては、区域内に店舗をかまえる事業者に加入を依頼されるところがある。市民の定義のほか、自治会加入の対象者の定義を慎重に検討する必要があると考える。

○　Ｃ委員

本条例（案）の市民の定義では、当然に外国人が含まれると思う。外国人が対象となれば、雇用している事業者等の協力がなければ対応が難しいと思う。こうした関係者の定義も検討しておく必要があると考える。

○　Ａ委員

外国人も自治会加入の対象である。ただし、言葉の壁や自治会費の徴収方法などで苦労しており、大家さんや事業者の方の協力が不可欠。

また、アパート等は、出入の把握がしずらいため、住宅関連事業者が情報を自治会に提供してもらえれば、こちらから加入勧奨できる。

○　Ｂ委員

個人情報保護の観点で難しいと思う。

○　委員長

条文を具体例にあてはめると様々な論点が出てくる。適切な条文となるよう、再度、検討してほしい。

○　Ｄ委員

条例（案）の自治会像と自治会が考える自治会像に乖離があるのではないか。自治会の現状だけではなく、今後あるべき姿を踏まえた表現にしてほしい。

○　Ｂ委員

条例（案）では、第２条で「住宅関連事業者」を定義し、第７条でその役割を示している。例えば、老人ホームなどの住宅関連事業者を通さず入居者を募集している事業者もあると思う。住宅関連事業者に限定するのではなく、広く定義、役割を示した方が良いのではないか。

また、事業者がホームページ等で詳細な自治会情報を入手できれば、情報提供を行いやすくなるし、事業者の協力も得やすくなるのではないか。

○　Ｄ委員

自治会情報をそれぞれの自治会のホームページ等で発信することは難しいと思われる。市自治会連合会として、対応を検討していきたい。

○　Ｅ委員

情報の発信は大変重要と考える。市や自治会がどのように情報を提供できるかしっかりと検討する必要があると考える。

○　Ｂ委員

　条例の制定が、自治会加入率の増加につながるのか、条例を制定している他市の状況を確認し、検証する必要があるのではないか。

○　委員長

　住宅関連事業者を含めた事業者の定義、役割について、再度、検討する必要がある。また、条例の効果については、条例の制定とともに、情報発信などの具体的な対策にしっかりと取り組むことが大切。

○　副委員長

　条例の目的は「自治会の加入と活動への参加の促進」であるが、条例（案）第３条第４項の「自治会の自主性及び自律性を尊重するとともに、地域及び自治会の規模その他の特性に配慮すること」、第８条第５項の「市は、多くの自主防災組織が自治会を中心に結成されていることに鑑み、地域防災力の向上のため、必要な支援を行う者とする」が、条例の目的達成のために必要なことなのかどうか不明確である。条例に盛り込む内容によっては、条例の目的を見直す必要があると考える。

○　Ｆ委員

　条例は、市の基本的なルールとなるため、時間をかけて慎重に検討すべき。また、条例に基づく対策を一緒に検討してほしい。

○　Ｄ委員

　条例の制定後には、具体的に取り組むための計画が必要。この計画を作成するためには、皆様の協力が必要。

○　委員長

　今回も多くの意見があった。事務局には、今回の意見も踏まえて検討をお願いする。

○　閉会